

令和元年度 事務事業総点検シート(1)  
[平成30年度事務事業]

特別会計		事務事業分類			基礎点検
事務事業名	後期高齢者医療広域連合納付金			シート番号	B 法定義務等事業 11-043
担当部署名	健康福祉	局	生活福祉	部	医療年金 課 評価責任者(課長名) 神谷

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	平成 20 年度		終了(予定)年度	年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	高齢者の医療の確保に関する法律、地方自治法、大阪府後期高齢者医療広域連合規約			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	平成18年6月に成立した医療制度改革関連法において、75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度を創設することとされ、平成20年4月から、これまでの老人保健制度に代わる独立した医療制度として創設。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input checked="" type="checkbox"/> その他(大阪府後期高齢者医療広域連合)			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	75歳以上及び65歳で一定の障害があると広域連合に認定された方			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	後期高齢者医療制度の安定的な運営			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	①法律に基づき、市が徴収した後期高齢者医療保険料等徴収金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付する。 ②後期高齢者医療広域連合が行う、低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減について、法律に基づき、軽減額の4分の1を市町村、軽減額の4分の3を都道府県が負担する。 ③後期高齢者医療広域連合の運営に係る経費を、地方自治法の規定により定められた大阪府後期高齢者医療広域連合規約に基づき、関係市町村で負担する。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他( )				
		大阪府後期高齢者医療広域連合				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費 (a)	千円	10,283,903	10,818,644	11,338,633	12,216,254	
11 主な事業費内訳	①保険料納付金	千円	8,181,646	8,570,702	8,937,008	9,569,539
	②基盤安定納付金	千円	1,910,517	2,033,363	2,141,145	2,373,096
	③共通経費負担金	千円	191,740	214,579	260,480	273,619
		千円				
	国・府支出金	千円	1,432,887	1,525,022	1,605,859	1,779,822
12 財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他( )	千円				
	一般財源	千円	8,851,016	9,293,622	9,732,774	10,436,432
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	10,284,723	10,819,464	11,339,453	12,217,064	